

静 県 薬 第 771 号
令 和 6 年 2 月 2 日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡 田 国 一

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」の公布について

標題の件について、静岡県健康福祉部長から別添写（令和6年1月30日付け衛薬第809号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：maki@shizuyaku.or.jp



衛 薬 第 809 号
令和 6 年 1 月 30 日

公益社団法人静岡県薬剤師会長 様

静岡県健康福祉部長

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」
の公布について

このことについて、別添写しのとおり厚生労働省医薬局長から通知がありましたので御了知いただくとともに、貴会会員への周知について御配慮願います。

なお、施行期日につきましては、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号。以下、「改正法」という。）の公布の日から起算して 1 年を超えない範囲（一部については、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲）において政令で定めることとされているため、改正法の施行期日を定める政令の公布があり次第、別途通知いたしますので、御承知おきください。

担当 生活衛生局薬事課
薬物対策班
電話番号 054-221-2413

医薬発1213第1号
令和5年12月13日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬局長
(公印省略)

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」の公布について

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）については、本日別添1のとおり公布され、順次施行することとされたところです。

改正の趣旨及び改正法の主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等へ周知徹底いただきますようお願いします。

記

第1 改正の趣旨

医療及び産業の分野における大麻草の適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、大麻草から製造された医薬品の施用を可能とするための規定の整備、大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

第2 改正法の主な内容

1 大麻取締法（昭和23年法律第124号）の一部改正

- (1) 題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改めること。（題名関係）
- (2) 総則
 - ア 大麻草の栽培の規制に関する法律は、大麻草の栽培の適正を図るために必要な規制を行うことにより、麻薬及び向精神薬取締法と相まって、大麻

の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的とすること。（第1条関係）

- イ 「大麻草」とは、カンナビス・サティバ・リンネをいうものとすること。（第2条第1項関係）
 - ウ 「大麻」とは、大麻草（その種子及び成熟した茎を除く。）及びその製品（大麻草としての形状を有しないものを除く。）をいうものとすること。（第2条第2項関係）
 - エ 「大麻草採取栽培者」とは、(3)のアの都道府県知事の免許を受けて、種子又は繊維を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとすること。（第2条第4項関係）
 - オ 「大麻草研究栽培者」とは、(4)のアの厚生労働大臣の免許を受けて、大麻草を研究する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとすること。（第2条第5項関係）
 - カ 「大麻草栽培者」とは、大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者をいい、大麻草栽培者でなければ大麻草を栽培してはならないものとすること。（第2条第3項及び第3条関係）
- (3) 大麻草採取栽培者
- ア 大麻草採取栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、栽培地の属する都道府県の知事（以下「都道府県知事」という。）の免許（以下この(3)において「免許」という。）を受けなければならないものとすること。（第5条第1項関係）
 - イ 次のいずれかに該当する者には、免許を与えないものとすること。（第5条第2項関係）
 - (ア) サにより免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
 - (イ) 麻薬中毒者
 - (ウ) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (エ) 未成年者
 - (オ) 心身の故障により大麻草採取栽培者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - (カ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（(イ)及び3の(2)のアにおいて「暴力団員等」という。）
 - (キ) 法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちに(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者があるもの
 - (ク) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - ウ 大麻草採取栽培者は、大麻草採取栽培者名簿の登録事項に変更を生じたときは、15日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないものとすること。（第6条第3項関係）

エ 免許を受けた者は、当該免許の有効期間が満了したとき、又はサにより当該免許が取り消されたときは、15日以内に、免許証を都道府県知事に返納しなければならないものとすること。(第7条第5項関係)

オ 免許の有効期間は、当該免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日までとすること。(第8条関係)

カ 大麻草採取栽培者(免許の有効期間が満了した者を含む。)は、厚生労働省令で定めるところにより、その免許の有効期間における各年について、その翌年の1月31日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならないものとすること。(第9条関係)

(7) 大麻草の作付面積

- (イ) 当該年中に採取した大麻草の纖維の数量
- (ウ) 当該年の初めに所持した大麻の品名及び数量
- (エ) 当該年中に採取し、又は譲り受けた大麻の品名及び数量
- (オ) 当該年の末日に所持した大麻の品名及び数量
- (カ) その他厚生労働省令で定める事項

キ 大麻草採取栽培者は、その事務所に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載するとともに、当該帳簿を、最終の記載の日から2年間、保存しなければならないものとすること。(第10条関係)

(7) 採取し、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した大麻の品名及び数量並びにその年月日

- (イ) 譲渡し又は譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所
- (ウ) ゴの(7)により届け出た大麻の品名及び数量
- (エ) その他厚生労働省令で定める事項

ク 都道府県知事の許可を受けたとき、又はケの(イ)の届出をしたときを除き、大麻草採取栽培者は、その所有する大麻をその栽培地外へ持ち出してはならないものとすること。(第11条関係)

ケ 大麻の廃棄に関する事項

(7) 大麻草採取栽培者は、その栽培地において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量について都道府県知事に届け出、厚生労働省令で定める方法により当該大麻を廃棄しなければならないものとすること。(第12条第1項関係)

(イ) 大麻草採取栽培者は、その栽培地外において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出、当該職員の立会いの下に当該大麻を廃棄しなければならないものとすること。(第12条第2項関係)

コ 大麻の滅失等事故の届出義務に関する事項

(7) 大麻草採取栽培者は、その所有する大麻につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに、当該大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないものとすること。(第12条の2第1項関係)

(イ) 都道府県知事は、(7)の届出を受けたときは、速やかに、(7)の事項を厚生労働大臣に報告しなければならないものとすること。(第12条の2第2項関係)

サ 都道府県知事は、大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定等に違反したとき、その業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたとき、又はイの(イ)から(イ)までのいずれかに該当するに至ったときは、免許を取り消し、又は期間を定めて、大麻草の栽培の中止を命ずることができるものとすること。(第12条の3第1項関係)

シ 免許の取消しを受ける場合等における届出義務に関する事項

(7) 大麻草採取栽培者は、免許の取消しを受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、免許証を添えて、現在の大麻草の作付面積、現に所有する大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないものとすること。(第12条の4第1項関係)

(イ) (7)の届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る免許を取り消すものとすること。(第12条の4第2項関係)

(イ) 大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したときは、相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、厚生労働省令で定めるところにより、30日以内に、当該大麻草採取栽培者の免許証を添えて、その旨、現在の大麻草の作付面積、現に管理する大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないものとすること。(第12条の4第3項関係)

ス 免許期間満了者等が大麻を譲り渡した場合における届出義務に関する事項

(7) 免許の有効期間が満了した者(引き続き免許を受けている者を除く。)、サ又はシの(イ)による免許の取消しを受けた者及びシの(イ)により届け出なければならない者(以下このスにおいて「免許期間満了者等」という。)について、免許期間満了者等がこれらの事由の生じた日から50日以内に、その所有し、又は管理する大麻を大麻草栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合に限り、その譲渡し及び譲受けについては、又は免許期間満了者等の当該大麻の所持については、同期間に限り、麻薬

及び向精神薬取締法の禁止規定を適用しないものとすること。(第12条の5第1項関係)

- (イ) 免許期間満了者等が(7)により大麻を譲り渡したときは、15日以内に、当該大麻の品名及び数量、譲渡しの年月日並びに譲受人の氏名又は名称及び住所を都道府県知事に届け出なければならないものとすること。
(第12条の5第2項関係)

(4) 大麻草研究栽培者

- ア 大麻草研究栽培者にならうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の免許(以下この(4)において「免許」という。)を受けなければならないものとすること。(第13条第1項関係)
- イ 免許を申請する者又は免許証の再交付を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならないものとすること。(第13条第4項関係)
- ウ 免許の有効期間は、当該免許の日からその年の12月31日までとすること。(第14条関係)
- エ 大麻草研究栽培者は、その所有する大麻(栽培地において現に生育するものを除く。)を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならないものとすること。(第16条関係)
- オ 免許について、大麻草採取栽培者の免許の規制に準じた措置を講ずるものとすること。(第13条第2項、第15条第1項及び第17条第1項関係)
- (5) 都道府県は、大麻草の栽培の規制に関する法律に基づき都道府県知事が行う免許その他大麻草の栽培の規制に必要な費用を支弁しなければならないものとすること。(第22条関係)
- (6) 罰則等
- ア 大麻から製造された医薬品の施用・受施用等を禁止する規制及び当該規制に関する罰則の規定を削除すること。(改正前第3条、第4条第1項、第24条、第24条の2、第24条の3第1項第1号及び第2号、第2項並びに第3項並びに第24条の7関係)
- イ 大麻草の栽培の規制に関する罰則の規定の整備を行うこと。(第24条及び第24条の3から第28条まで関係)
- (7) その他所要の改正を行うこと。

2 大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正

(1) 総則

- ア 「第一種大麻草採取栽培者」とは、1の(3)のアの都道府県知事の免許を受けて、大麻草から製造される製品(大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに

限る。)の原材料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとすること。(第2条第4項関係)

- イ 「第二種大麻草採取栽培者」とは、1の(4)のアの厚生労働大臣の免許を受けて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品の原料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとすること。(第2条第5項関係)

(2) 第一種大麻草採取栽培者

- ア 第一種大麻草採取栽培者について、大麻草採取栽培者として、1の(3)の規定を適用するものとすること。(第5条から第7条まで、第9条から第12条まで、第12条の6第1項及び第2項、第12条の7第1項、第3項及び第4項並びに第12条の8第1項関係)

- イ 第一種大麻草採取栽培者が、その免許の有効期間における各年にについて都道府県知事に報告しなければならない事項として、(4)のアの方法による処理をしていない大麻草の種子(以下この2において「発芽不能未処理種子」という。)の品名及び数量を追加するものとすること。(第9条第3号から第5号まで関係)

- ウ 第一種大麻草採取栽培者が、その事務所に備えた帳簿に記載しなければならない事項として、発芽不能未処理種子、麻薬(キの大麻草の加工の過程において製造された物に限る。以下この2において同じ。)及び播種した発芽不能未処理種子の品名及び数量等を追加するものとすること。(第10条第1項第1号、第3号及び第4号関係)

- エ 第一種大麻草採取栽培者が、その所有する大麻等につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときに都道府県知事に届け出なければならない事項として、発芽不能未処理種子及び麻薬の品名及び数量を追加するものとすること。(第12条の2第1項関係)

- オ 第一種大麻草採取栽培者は、3の(1)のエに定める物の含有量が政令で定める基準を超えない大麻草の種子その他厚生労働省令で定める物を使用して大麻草を栽培しなければならないものとすること。(第12条の3第1項関係)

- カ 第一種大麻草採取栽培者は、オの含有量が基準を超える大麻草を栽培するに至ったときは、速やかに当該大麻草の栽培を中止しなければならないものとすること。(第12条の3第2項関係)

- キ 第一種大麻草採取栽培者は、大麻草の種子又は成熟した茎の加工をする場合であって厚生労働省令で定めるときを除き、大麻草の加工(大麻草の成分の抽出その他厚生労働省令で定める行為を含む。以下このキ及びケにおいて同じ。)をしようとするときは、1月から6月まで及び7月から12

月までの期間（ケにおいて「半期」という。）ごとに、加工のために使用する大麻草の品名及び数量並びに加工をする品目その他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の許可を受けなければならないものとすること。（第12条の4第1項関係）

ク キの許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、キの事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとすること。（第12条の4第2項関係）

ケ キの許可を受けた第一種大麻草採取栽培者は、当該許可を受けた半期の期間経過後30日以内に、加工のために使用した大麻草の品名及び数量並びに加工をした品目その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならないものとすること。（第12条の4第3項関係）

コ 厚生労働大臣は、キの許可を与えたとき、又はケの報告を受けたときは、速やかに、その旨及びその内容を都道府県知事に通知するものとすること。（第12条の4第4項関係）

サ 第一種大麻草採取栽培者は、その所有する麻薬を、当該者が当該麻薬を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に収めて保管するとともに、その所有する大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならないものとすること。（第12条の5関係）

シ 厚生労働大臣は、第一種大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定等に違反したとき、又はその業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたときは、キの許可を取り消し、又は期間を定めて、キの大麻草の加工の中止を命ずることができるものとすること。（第12条の6第3項関係）

（3）第二種大麻草採取栽培者

ア 第二種大麻草採取栽培者について、1の(4)の大麻草研究栽培者に関する規定の対象に追加するものとすること。（第13条第1項及び第2項並びに第15条第1項関係）

イ 第二種大麻草採取栽培者について、第一種大麻草採取栽培者に関する規制に準じた措置を講ずるものとすること。（第16条第1項及び第17条第1項関係）

（4）大麻草の種子の取扱い

ア 大麻草栽培者は、大麻草の種子を譲り渡す場合には、他の大麻草栽培者に譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、厚生労働省令で定める方法により当該種子が発芽しないように処理しなければならないものとすること。（第18条関係）

イ 発芽不能未処理種子は、次のいずれかに該当する場合であって、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けたときを除き、輸入してはならないものとすること。（第19条第1項関係）

（ア）大麻草栽培者が輸入する場合

（イ）発芽不能未処理種子を輸入し、アの方法による処理をする場合

ウ イの（イ）に係る許可を受けた者は、発芽不能未処理種子を輸入した日から3月以内に、イの（イ）に定める方法による処理をしなければならないものとすること。（第19条第2項関係）

エ アの方法による処理をした大麻草の種子は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣から当該処理がされた大麻草の種子である旨の証明書の交付を受けた者でなければ、これを輸入してはならないものとすること。（第20条関係）

オ 厚生労働大臣は、法令の規定により国庫に帰属した大麻草の種子について必要な処分をすることができるものとすること。（第21条関係）

カ 厚生労働大臣は、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定にかかわらず、大麻草に関する犯罪鑑識の用に供する目的で大麻草の種子を輸入し、又は譲り受けることができるものとすること。（第21条の2第1項関係）

キ 同一人が2以上の大麻草栽培者の免許を有する場合には、大麻草の栽培の規制に関する法律中発芽不能未処理種子の譲渡し及び譲受けに関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなすこととする。（第21条の3関係）

（5）厚生労働大臣又は都道府県知事は、大麻草の栽培の規制に関する法律の施行のため特に必要があると認めるとときは、大麻草栽培者その他の関係者から必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻、大麻草の種子若しくは麻薬に關係ある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り大麻、大麻草の種子若しくは麻薬を無償で収去させることができるものとすること。（第22条の3第1項関係）

（6）大麻草の種子の取扱いの規制に関する罰則の規定の整備を行うこと。（第24条の6第4号及び第5号並びに第26条第2号関係）

（7）その他所要の改正を行うこと。

3 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の一部改正

（1）定義等

ア 「大麻」とは、1の(2)のウの大麻をいうものとすること。（第2条第1項第1号の2関係）

イ 「麻薬中毒」とは、麻薬又はあへんの慢性中毒をいうものとすること。

(第2条第1項第24号関係)

ウ 化学的変化(代謝を除く。)により容易に麻薬及び向精神薬取締法別表第1に掲げる物を生成するものとして政令で定めるものについては、麻薬とみなして、麻薬及び向精神薬取締法の規定を適用するものとすること。(第2条第2項関係)

エ 「六a・七・八・十a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン—オール(別名デルタ九テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類」を麻薬に追加するものとすること。(別表第1第42号関係)

オ 「六a・七・十・十a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン—オール(別名デルタ八テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類」を麻薬に追加するものとすること。(別表第1第43号関係)

カ その濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量以下のエに定める物を含有する物であって、エに定める物以外の麻薬を含有しないものを、麻薬から除外するものとすること。(別表第1第78号関係)

キ エ又はオに定める物を含有する大麻草の種子若しくは成熟した茎又はそれらの製品(大麻草の種子又は成熟した茎としての形状を有しないもの及び麻薬を人為的に含有させたものを除く。)を、麻薬から除外するものとすること。(別表第1第78号ハ関係)

(2) 免許に関する事項

ア 麻薬輸入業者等の免許について、暴力団員等及び暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当する者には、当該免許を与えないことができるものとすること。(第3条第3項関係)

イ 向精神薬輸入業者等の免許について、アに準じた改正を行うものとすること。(第50条第2項第2号関係)

(3) 麻薬の譲渡し等に関する事項(第24条第1項第4号から第6号まで、第26条第1項及び第3項、第28条第1項第3号から第5号まで、第29条並びに第32条第1項関係)

ア 大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者が、大麻を他の大麻草採取栽培者若しくは大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことを可能にすること等、大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の所持する大麻に関する規制に関する規定の整備を行うこと。

イ 第一種大麻草採取栽培者及び第二種大麻草採取栽培者について、アに準じた措置を講ずるものとすること。

(4) 第一種大麻草採取栽培者及び第二種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において麻薬を製造することを可能とするものとすること。(第20条第1項第2号関係)

(5) その他所要の改正を行うこと。

4 施行期日等

(1) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行すること。(附則第1条関係)

ア (3)の一部 公布の日

イ 2、3の(3)のイ、(4)及び(5)の一部並びに(3)の一部 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

(2) 検討

政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。(附則第2条関係)

(3) 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。(附則第3条から第29条まで関係)

(1) (5) (2) (1)

大麻草採取栽培者は、その栽培地において、その所産する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出、厚生労働省令で定めたものとし、廃棄せしめなければならないものとした。

第一二条第一項関係

大麻草採取栽培者は、その栽培地外において、その所産する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出、厚生労働省令で定めたものとし、廃棄せしめなければならないものとした。

第一二条第二項関係

大麻の滅失等事故の届出義務に関する事項

大麻草採取栽培者は、その所産する大麻につき、滅失、盜取、所在不明その他事故が生じたときは、速やかに、当該

(2) 第一項固係
〔1〕この上を受ける新設監視知事は、当該区域に係る免許を取り消すものとした。(第二条の第四項監視知事は、当該区域に係る免許を取り消すものとした。)〔2〕大麻草採取業者若し死亡し、又は解散したときは、相続人若しは続続人に付わつて相続財産を管理する者は又は清算人、破産管財人若しは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、大麻草栽培業者令で定めたところにより、三〇日以内に、当該大麻草採取業者若しは免許を添えて、その旨、現在の大麻草の作付面積、他厚生労働省令で定めた品名及び数量を、厚生労働省令で定めた事項を都道府県知事に届け出なければならぬものとした。(第二条の第四項監視知事は、当該区域に係る免許を取り消すものとした。)〔3〕

(4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

(4) 当該年中に採取し、又は譲り受けた大麻の品名及び数量

(5) 当該年の末日に所持した大麻の品名及び数量

(6) その他の厚生労働省令で定める事項

(7) 大麻草採取栽培者は、その事務所に藤原を備え、「これに次に掲げる事項を記載する」とともに、該当藤原を二年間、譲り受けなければならないものとした。(第〇条関係)

(1) 採取し、隠り渡し、譲り受け、又は売棄した大麻の品名及び数量並びにその年月日

(2) 譲渡又は譲受けの相手方の氏名又は名前及び住所

(3) (1)により届け出た大麻の品名及び数量

(4) その他、厚生労働省令で定める事項

(5) 都道府県知事の許可を受けたとき、又は(6)の届出をしたときを除き、大麻草草取扱業者(第一の条関係)の所に所有する大麻をその栽培地へ持ち出してはならないものとした。

(2) 二第一項関係) 本道府県事務は、(1)の届出を受けたとされば、速やかに、(1)の事項を厚生労働省令で定める方法に依り、厚生労働省令で定められたものとした。(第二二条の二第一項関係) 本道府県事務は、大麻草採取業者が、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定等に違反したとき、その業務に関し犯罪若しくは、違反の行為をしたとき、又は(2)の規定による(2)までのいづれかに該するに至ったときは、免許を取り消し 又は期間を定めて大麻草の栽培の中止を命ぜることができるものとし、(第二二条の三第一項関係) 免許の取消しを受ける場合等における届出義務に関する事項

(1) 大麻草採取業者は、免許の取消しを受けようとするときは、厚生労働省令で定めることにより、免許証を添えて現在の大麻草の生産面積、現に育有する大麻草の生産面積等の事項を記載した届出書類を提出するものとする。

4
合におおむね居場所等を大麻を譲り渡した場所
(1) 免許期間満了届出者等が大麻を譲り渡した場所
免許の有効期間が満了した者(引き続
き免許を受けて居る者を除く。)又は
(2) 〔(1)に付する免許の取扱を受けた者及
び(3)に付する届出しなければならない
者等〕(以下「(2)に付する者等」とい
う者等が)これらの方由の生じた日から五
〇日以内にその所有し
大麻を人麻薬栽培者又は麻薬研究施設の
設置者等に譲り渡す場合に限り、その譲渡
し又は譲渡せしに付しては、免許期間
満了等の該当の大麻の所持について
同期間限り、麻薬及び精神薬物取扱法
の禁制規定を適用しないものとした。(第
二条の五の第五項関係)

(2) 免許期間満了等が)により大麻を譲
り渡した場合に付しては、(1)以内に、該當
麻の品名及び数量、譲渡しの年月日並び
に譲受け人の氏名及び住所を都道
府県知事に届け出なればならないもの
とした。(第二条の五の第五項関係)

大麻等研究栽培者
大麻等研究栽培者等によるつるする者等、

| | | | |
|---|----------------------------|----------------------------|---|
| 5 | 都道府県の 法律 | 大麻草の裁 用等を禁 止する規 則 | 6 |
| 4 | 大麻草の裁 用等を禁 止する規 則 | 大麻草の裁 用等を禁 止する規 則 | 5 |
| 3 | 大麻草の裁 用等を禁 止する規 則 | 大麻草の裁 用等を禁 止する規 則 | 4 |
| 2 | 大麻草の裁 用等を禁 止する規 則 | 大麻草の裁 用等を禁 止する規 則 | 3 |
| 1 | 大麻草の裁 用等を禁 止する規 則 | 大麻草の裁 用等を禁 止する規 則 | 2 |

（六八）
官公報の發行に関する法律（八五五）
内閣府の所管する消費者庁関係法
に係る民間事業者等が行う書面の印
存等における情報通信の技術の利便
に関する法律施行規則の一部を改
する内閣府令（内閣府七七）
施行規則の一部を改正する省令
令 厚生労働（五四）
電気事業法施行規則及びガス事業
法施行規則の一部を改正する省令

にかかる漁業活動の実態を公表するに掲げる事項を公表するに付する件
○特定不産資源(森林)
大甲洋系群(まさだいよせいぐん)
びしまさば東シナ海群(ひしまさばひがしになうかいぐん)
に太平洋北部系群(たい洋洋ほくぶせいくん)
海系群(かいせいくん)
群B海域(ぐんBかい역)
群Bが北海(ぐんBがほっかい)
群Bが北洋(ぐんBがほくよう)
部(ぶ)に關する令和(れいわ)
る漁業法(ぎぎょうぽう)第十五条(だいじゅうごじょう)
る数量(りょうじゅう)を公表(こうはい)する
る件(きん)(同一八九三)
一四五
七
七
八
法
者
止
用
株
节
件

第一項第一二五条第一項第一号に規定する件の一部
水産一八九(一)
さばは及びいまとさば
がに北海道西部に於けるオホーツク海
五ヵ年財政年度における第一項各号に掲
件の一部を変更

すけけ南系・系本が及は を

官報

三

法令のあらまし

| | | | | | | | | |
|-------------|---------------|-------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| (1) 大麻草採取業者 | (2) 地の属する都県知事 | (3) 大麻草栽培業者 | (4) 大麻草研究所 | (5) 大麻草栽培の目的 | (6) 大麻草栽培の方法 | (7) 大麻草栽培の規制 | (8) 大麻草栽培の規制 | (9) 大麻草栽培の規制 |
| 大麻草採取業者 | 地の属する都県知事 | 大麻草栽培業者 | 大麻草研究所 | 大麻草栽培の目的 | 大麻草栽培の方法 | 大麻草栽培の規制 | 大麻草栽培の規制 | 大麻草栽培の規制 |
| 大麻草採取取扱業者 | 大麻草栽培の目的 | 大麻草栽培の方法 | 大麻草栽培の規制 | 大麻草栽培の規制 | 大麻草栽培の規制 | 大麻草栽培の規制 | 大麻草栽培の規制 | 大麻草栽培の規制 |
| 大麻草採取取扱業者 | 大麻草栽培の目的 | 大麻草栽培の方法 | 大麻草栽培の規制 | 大麻草栽培の規制 | 大麻草栽培の規制 | 大麻草栽培の規制 | 大麻草栽培の規制 | 大麻草栽培の規制 |
| 大麻草採取取扱業者 | 大麻草栽培の目的 | 大麻草栽培の方法 | 大麻草栽培の規制 | 大麻草栽培の規制 | 大麻草栽培の規制 | 大麻草栽培の規制 | 大麻草栽培の規制 | 大麻草栽培の規制 |

| | |
|---|--|
| 2 | 経過措置 |
| 3 | この法律の施行に關し必要な経過措置を定めることとした。(附則第三条・第八条及び第二十九条関係) |
| 2 | 施行期日 |
| 3 | この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。 |
| 1 | 官報の発行に関する法律(法律第八五号)(内閣府本店) |
| 1 | 総則 |
| 2 | この法律は、官報の発行主体、官報に掲載すべき事項、官報の発行の方法その他官報の発行に関する事項を定めるものとした。(第一条関連) |
| 2 | 官報の発行主体 |
| 3 | 官報による公報等(第三条関係) |
| 1 | 内閣総理大臣が行うこととした。(第二条関係) |
| 1 | 官報の掲載事項 |
| 1 | (1) 日本国憲法改正、法律及び法律に基づく命令、規則等による官報の公布は、官報をもつて行うこととした。 |
| 2 | (2) 様々の要件を定める告示及びこれに類する告示の公示は、官報をもつて行うこととした。 |
| 1 | 公報等事項以外で官報に掲載する事項(第四条関係) |
| 1 | (1) 官報による公報をもつて行うこととされる公報又は公示の対象となる事項(以下「公報等事項」という。)の機関を行う告示の対象となる事項等を掲載するものとした。 |
| 2 | (2) 官報には、公報等事項及び(1)の事項のほか、國の機關の活動に関する事項で、一般に周知させるべきものを掲載することができるものとした。 |
| 1 | 官報の発行の方法等 |
| 1 | 官報の発行は、内閣総理大臣が、官報ファイルに記載された官報掲載事項(以下「電磁的官報記録」という)について、内閣府令で |

公報に記載された公布等事項の3つについて、当該公報ファイルを電磁的記録の掲載場所の提供等事項の規定による措置をとることによって、公衆の利用に供するものとする」とした(第九条及び第一〇一条)。

による。

に所持する大麻を大麻栽培者、麻薬製造業者は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合

第二十八条第一項第三号を次のように改める。

第一種大麻草採取栽培者が、製品原材料大麻又は第二十一条第一項第一号に掲げる場合における麻薬を所持する場合

第二十八条第一項第一号に次の二号を加える。

四 第二種大麻草採取栽培者が、医薬品原料大麻又は第二十一条第一項第一号に掲げる場合における麻薬を所持する場合

五 大麻草研究栽培者が、大麻草を研究する目的のために大麻を所持する場合

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条及び第二十九条の規定 公布の日

二 第二条及び第四条並びに附則第四条、第五条第二項及び第十一条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(大麻栽培者等に関する検討権)

第三条 政府は、法律の施行の日（以下「施行日」という）の前日において免許を受けている第一条の規定による改正前の大麻取締法（以下「第一条改正前大麻法」という）第二条第二項に規定する大麻栽培者及び同条第三項に規定する大麻研究者については、その免許の有効期間内は、第一条改正前大麻法第三条（栽培に係る部分を除く）及び第四条第一項第一号の規定を除き、なお前項の例によること。

第四条 前項に規定する大麻栽培者及び大麻研究者については、その免許の有効期間内は、当該大麻栽培者を第一条の規定による改正後の大麻栽培法の規制に適用する法律（以下「第一条改正後大麻法」という）第二条第四項に規定する大麻草採取栽培者と、当該大麻研究者を同条第五項に規定する大麻研究栽培者とみなし、第三条の規定による改正後の麻薬及び精神薬取締法第十四条第一項、第二十六条第一項及び第三項、第二十八条第一項、第三十二条並びに第六十二条第一項の規定を適用する。

六 大麻草研究栽培者等が、大麻草の栽培の規制に関する法律第一條第六項に規定する目的のため

栽培の規制に関する法律」に「その違反行為」を「当該違反行為」に改め、同号へ中「今まで」を「今まで」に改め、同号へを「とし」、次の次のように加える。
第五十条第二項第二号に次のように加える。
チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

改め、同条各号中「著」を「とぎ」に改め。
別表第一第七十六号中「掲げる物」の下に「又は大麻」を加え、同号各中「麻薬調製植物」の下に「又は大麻」を加え、「掲げる物」として、又は次に次のように加える。
口 その適用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量以下の第四十一条に掲げる物（大麻草としての形状を有しないものに限る）を含有する物であつて、前各号（同号を除く）に掲げる物又は大麻を含有しないものに限る。
ハ 第四十ニ号又は第四十ニ号に掲げる物を含有する大麻草の種子若しくは成熟した茎又はそ
れらの製品 大麻草の種子又は成熟した茎としての形状を有しないもの及び前各号に掲げる
物又は大麻草を人为的に含むさせたものを除く。
四四二号までを「二号」つづり下け、第四十一号の次に次の二号を加える。
四一、六・ア・七・八・十・ア・テ・ト・ラ・ビ・ロ・一・六・九・ト・リ・メ・チ・ル・一・ベ・ン・チ・ル・六・H-
ジ・ベ・ン・ゾ・「H・D」ビ・ラ・シ・一・オ・ル（別名テルタハナ・テ・ト・ラ・ビ・ロ・カ・ナ・ビ・ノ・ル）及びそ
の塗類
四三、六・A・七・十・ア・テ・ト・ラ・ビ・ロ・一・六・九・ト・リ・メ・チ・ル・一・ベ・ン・チ・ル・六・H-
ジ・ベ・ン・ゾ・「H・D」ビ・ラ・シ・一・オ・ル（別名テルタハナ・テ・ト・ラ・ビ・ロ・カ・ナ・ビ・ノ・ル）及びそ
の塗類

第七十三条の二中「に該当する」を「いずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に

改正の趣旨

大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備、②大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- 大麻から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大麻等を麻向法における「麻薬」と位置づけることで、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする。
(※) 「大麻等」：大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール：幻覚等の精神作用を示す麻薬として規制すべき成分）
「麻向法」：麻薬及び向精神薬取締法 「施用」：医薬品である麻薬を身体に投与・服用すること。

2. 大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- ① 大麻等の不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、麻向法における「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）を適用する。
(※) 大麻の不正な所持、譲渡、譲受、輸入等についても、麻向法における規制・罰則を適用（現行は大麻取締法で同様の規制有）
- ② 保健衛生上の危害発生防止のため、大麻草由来製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設けることとする。また、大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に麻薬を生じ得る一部の成分について麻薬とみなすこととする。

3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備【大麻取締法】 (※) 大麻取締法の名称を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正

- ① 大麻草採取栽培者の免許を区分し、大麻草の製品の原材料として栽培する場合を第一種大麻草採取栽培者免許（都道府県知事の免許）に、医薬品の原料として栽培する場合を第二種大麻草採取栽培者免許（厚生労働大臣の免許）とする。
- ② 第一種大麻草採取栽培者について、THCが基準値以下の大麻草から採取した種子等を利用して栽培しなければならないこととするなど、所要の規制を設ける。
(※) 大麻草採取栽培者が成分の抽出等の大麻草の加工を行う場合や、発芽可能な大麻草の種子の輸入を行う場合に、厚生労働大臣の許可を要することとする等の規制を設ける。
- ③ 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする。

等

施行期日

公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日（3. ①及び②は、公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日）

1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備

現状及び課題

- 従来、大麻については医療上の有用性がないと考えられており、**大麻取締法では、大麻から製造された医薬品の施用等が禁止**されている。しかしながら、近年、大麻草から製造された医薬品が、米国を始めとする欧米各国において承認されている。また、麻薬に関する国際条約である麻薬単一條約においても、大麻に関する規制の分類が変更され、**国際的にも大麻の医療上の有用性が認められた**。
- 日本においても、**大麻草から製造された医薬品である「エピディオレックス」**について、国内で治験が開始されているが、上記のとおり施用等が禁止されているため、仮に医薬品として薬事承認された場合でも、医療現場において活用することができない。
※「エピディオレックス」
諸外国で承認されている大麻草由来医薬品の一つ。既存のてんかん薬に強い抵抗性を示す難治性のてんかん患者に対し、長期に発作頻度を大きく低下させる。日本における適用患者数は、推計で2万人～4万人。

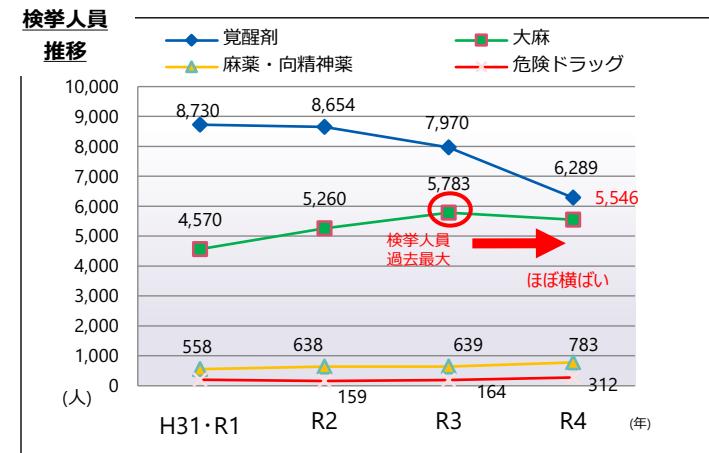
改正の内容

- 国際整合性を図り、医療ニーズに対応する観点から、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするため、**大麻から製造された医薬品の施用、交付、受施用の禁止規定を削除**。
- 大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール）について、**麻薬及び向精神薬取締法（以下「麻向法」という）における麻薬の一つとして位置付ける**。
- これにより、大麻草から製造された医薬品（THCを含有するもの）は、麻薬として、麻向法の免許制度の下で適正に管理、流通及び施用を可能とする。

2. 大麻等への施用罪の適用等に係る規定の整備

現状及び課題

- 薬物事犯の検挙人員のうち、**大麻事犯の検挙人員**が令和3年まで8年連続で増加し、令和4年も依然として高水準で推移。また、年齢別では、30歳未満が約7割となっており、**若年層における大麻乱用が拡大**している。
- 大麻について、他の規制薬物と異なり、その**使用について禁止規定及び罰則が設けられていない**。大麻に使用罪がないことが使用へのハードルを下げているという調査結果が得られている。さらに、その所持に関する証拠が十分ではない場合、大麻の使用を取り締まることができない。
- 大麻は葉や花穂など、特定の部位に対する規制がなされているが、麻薬の場合には、有害成分を含有するか否かで規制されているという違いがある。
- 現行法で麻薬成分ではないカンナビジオール（CBD）自体の規制や製品中に微量に残留するTHCの規制が明確ではない。



改正の内容

- 大麻等を麻薬として位置付け、その不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、**麻向法の禁止規定及び罰則（施用罪）を適用**（7年以下の懲役刑）。
※ 大麻等の不正な所持、譲渡や輸入等の規制も、麻向法に基づく規制・罰則に移行（大麻所持：5年以下の懲役→ 7年以下の懲役）。
- 麻向法の有害成分規制への移行に伴い、麻薬成分ではない大麻草由来製品（例：カンナビジオール（CBD）製品）は、葉や花穂から抽出されたものも流通及び使用が可能となることから、保健衛生上の危害の発生を防止するため、当該製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設けるとともに、市場流通品の監視指導を徹底する。
※ 限度値や限度値を担保する検査法などは、追って公表。民間の製品検査体制は、麻薬研究者免許を取得した検査事業者等により実施。
- 大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に大麻成分（麻薬）を生じ得る一部の成分（例：THCA）について、麻薬とみなして規制を行う。

3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備

現状及び課題

- 大麻栽培者（都道府県知事による免許制）について、昭和29年以降大きく減少を続け、令和3年では27名にまで減少しており、神事・祭事への大麻草の利用などの**伝統的な麻文化の継承も困難**になっているという指摘がある。
- 近年、**大麻草の活用方法が変化**（例：医薬品、CBD、バイオプラスチックなど）しているが、**栽培免許の栽培目的が対応していない**。
- 欧米では、大麻草の栽培に関し、**大麻草の有害成分の濃度の上限値を設けて、安全性を確保**しているが、日本では盜難防止等の栽培管理規制が中心になっており、栽培者の負担が大きい。

改正の内容

- 大麻取締法は、主として大麻草の栽培規制に関する法律となるため、「**大麻草の栽培の規制に関する法律**」に変更。
- 大麻草の栽培免許について、「**大麻草の製品の原材料とする場合**」（第一種）と「**医薬品の原料とする場合**」（第二種）に区分する。さらに、大麻草からの成分抽出等の加工（纖維の採取等を除く）は、上乗せで、許可制度を設定。
- **第一種免許**の下で栽培可能な大麻草について、**有害成分（THC）の濃度が基準値以下の大麻草から採取した種子等※を用いて栽培**しなければならない管理方法とし、行政が定期的に収去検査を実施。栽培者に対する行政への報告事項の追加、帳簿の備付け、廃棄の届出、保管義務等の規定を整備。

※サンプリングのガイドラインを作成する他、上限値以下の大麻草から採取された種子等の検査を担う登録検査機関を別途定める。

| <現行> | | |
|---------|--------------|----------------|
| | 目的 | 免許権者 |
| 大麻栽培者免許 | 纖維・種子を採取する目的 | 都道府県知事（有効期間1年） |



| <改正後> | | 目的 | 免許権者 | 有害成分の規制 |
|---------------|------------|----------------|----------------------|---------|
| 第一種大麻草採取栽培者免許 | 大麻草の製品の原材料 | 都道府県知事（有効期間3年） | 基準値以下の大麻草の種子等を用いて栽培 | |
| 第二種大麻草採取栽培者免許 | 医薬品の原料 | 厚生労働大臣（有効期間1年） | 医薬品原料のため基準値を超える栽培も可能 | |

- 大麻草採取栽培者等が厚生労働大臣の許可を受けた場合に、発芽可能な大麻草の種子の輸入を可能にする。大麻草採取栽培者による発芽可能な種子の譲渡は、他の大麻草採取栽培者による栽培目的等に制限する。
- 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする。